



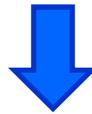
消費税税率引上げに伴い、 上下水道料金が変わります。

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられることにより、
上下水道料金などが下記の表のとおりになります。

上水道料金（1ヵ月分）

【現行】消費税8%

メーターの口径	基本料金	水量料金（1m ³ につき）				
		～10 m ³	11～20 m ³	21～40 m ³	41～250 m ³	251 m ³ ～
13 mm	572.40 円	113.40 円	172.80 円	205.20 円	232.20 円	243.00 円
20 mm	1,328.40 円					
25 mm	2,160.00 円	205.20 円			232.20 円	243.00 円
30 mm	3,132.00 円					
40 mm	6,372.00 円	232.20 円				
50 mm	11,340.00 円					
75 mm	24,948.00 円					
100 mm	40,500.00 円					
150 mm	86,940.00 円					



【令和元年10月使用分（11月請求分）より】消費税10%

メーターの口径	基本料金	水量料金（1m ³ につき）				
		～10 m ³	11～20 m ³	21～40 m ³	41～250 m ³	251 m ³ ～
13 mm	583.00 円	115.50 円	176.00 円	209.00 円	236.50 円	247.50 円
20 mm	1,353.00 円					
25 mm	2,200.00 円	209.00 円			236.50 円	247.50 円
30 mm	3,190.00 円					
40 mm	6,490.00 円	236.50 円				
50 mm	11,550.00 円					
75 mm	25,410.00 円					
100 mm	41,250.00 円					
150 mm	88,550.00 円					

メーターの口径が13mmで、1ヵ月の使用量が27m³の場合の計算例

- 基本料金 583.00 円・・・(1)
- 水量料金 10 m³までの単価 115.50 円 × 10 m³ = 1,155.00 円・・・(2)
- 20 m³までの単価 176.00 円 × 10 m³ = 1,760.00 円・・・(3)
- 40 m³までの単価 209.00 円 × 7 m³ = 1,463.00 円・・・(4)

(1)+(2)+(3)+(4) = 4,961.00 円（1円未満の端数は切り捨て） **料金 4,961 円**

下水道料金（1ヵ月分）

【現行】消費税8%

基本料金	従量料金（1 m ³ につき）			
	～10m ³	11～40m ³	41～250m ³	251m ³ ～
723.60 円	86.40 円	162.00 円	178.20 円	189.00 円



【令和元年10月使用分（11月請求分）より】消費税10%

基本料金	従量料金（1 m ³ につき）			
	～10m ³	11～40m ³	41～250m ³	251m ³ ～
737.00 円	88.00 円	165.00 円	181.50 円	192.50 円

加入分担金 → 水道を新設される場合に必要となります。

【現行】消費税8%

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13 mm	196,560 円	50 mm	4,539,240 円
20 mm	309,960 円	75 mm	7,822,440 円
25 mm	997,920 円	100 mm	12,874,680 円
30 mm	1,604,880 円	150 mm	17,688,240 円
40 mm	3,051,000 円		



【令和元年10月1日より】消費税10%

メーターの口径	金額	メーターの口径	金額
13 mm	200,200 円	50 mm	4,623,300 円
20 mm	315,700 円	75 mm	7,967,300 円
25 mm	1,016,400 円	100 mm	13,113,100 円
30 mm	1,634,600 円	150 mm	18,015,800 円
40 mm	3,107,500 円		

中止再開手数料 → 中止してあった水道の使用を再開するとき必要となります。

【令和元年9月30日まで】 5,400 円



【令和元年10月1日より】 5,500 円

【お問合せ先】

可児市役所 水道部 水道課（給水申請、工事に関すること）
 上下水道料金課（検針、料金に関すること） 電話（0574）62 - 1111（代表）